

みなさんの権利を守ります

●●● 権利擁護業務 ●●●



お金の管理や契約などに不安はありませんか？

お金の管理や契約に関することに不安があるとき、頼れる家族がいない場合などには、成年後見制度※を利用できます。地域包括支援センターで成年後見制度の利用が必要と判断した場合は、申し立てなど手続きの支援をします。

また、高齢のみなさんにとって適切な成年後見人を選任できるよう、成年後見人候補を推薦する団体なども紹介します。

※成年後見制度とは、不動産や預貯金などの財産管理、介護などのサービスや施設への入所などに関する契約といった場面において適切な判断をすることが難しくなった高齢のみなさんを支援する制度です。



虐待を防止します

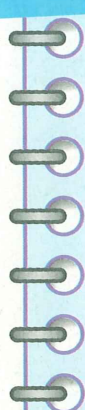
平成17年11月に「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が成立しました。これに基づき、地域包括支援センターでは虐待の早期発見・把握に努め対応します。緊急の場合など必要に応じて、老人福祉施設等への入所など、他の機関と提携して高齢のみなさんを守ります。

そのほか、悪質な詐欺商法や消費者金融などの消費者被害の防止など、さまざまな権利に関する問題に対応します。

社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業などの権利擁護を目的とするサービスの情報なども提供します。



こんなときは？



悪質な訪問販売の被害にあってしまいました。仕返しがこわいので誰かに相談することもできず、泣き寝入りをしています。



悪質な訪問販売や住宅リフォーム、消費者金融などの被害が増えています。まずは地域包括支援センターに相談していただき、状況をよくうかがった上で警察や消費生活センター、行政などと連携して対応します。